

平成十九年十二月二十一日受領  
答弁第三一八号

内閣衆質一六八第三一八号

平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国のミャンマーに対する制裁に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国のミャンマーに対する制裁に関する第三回質問に対する答弁書

一について

長井健司氏死亡事件に関しては、これまでミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）政府から、同事件はデモの鎮圧に際して偶発的に発生した出来事であり、発砲はミャンマーの規律に基づいて行われており違法性はなく、また、ソニー製ビデオカメラについては、これまでの捜索では発見されていない等の内容の回答があった。

二について

御指摘の「報告書」の内容については、承知している。

三及び四について

外務省においては、長井健司氏死亡事件に関し、ミャンマー政府を含む関係者から主体的に情報収集を行っており、その内容については必要に応じて、外務省ホームページ等において公表しているところである。

五について

ミャンマーが日本に好意を持っている人々の多い国であるか否かについて、一概にお答えすることは困難である。

六について

長井健司氏死亡事件については、我が国政府として、事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還についてミャンマー政府に対し現在も申入れを継続しているところである。

長井健司氏死亡事件を受けての我が国のミャンマー政府への対応の具体的な内容については、我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めた上で、慎重に検討すべきものと考えている。